

事務連絡
令和3年12月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について

高齢者施設での面会の実施にあたっての留意点については、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下、「留意点事務連絡」という。）により、入所者及び面会者のワクチンの接種歴や検査結果等を考慮して対面での面会の実施を検討すること等をお示ししたところです。

については、高齢者施設において、ワクチン接種歴や検査結果等を踏まえ対面での面会を実施している事例を別添のとおりお示ししますので、面会の実施方法の検討の参考となるよう、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いいたします。また、介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされていることも踏まえ、ご対応頂けるよう、併せて周知をお願いいたします。

なお、今回お示しした事例は、各施設等で面会の実施方法を検討する際に参考となるよう、例としてお示ししたものであり、本事例に基づいて実施することを求めるものではありません。留意点事務連絡でお示ししたとおり、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断するようお願いいたします。

高齢者施設においてワクチン接種歴等を考慮し対面で面会を行っている事例

別添

- ・下記の事例は各施設等での検討の参考として示すものであり、本事例に基づき実施することを求めるものではありません。
- ・地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果、直近の感染リスク等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断することが求められます。
- ・基本的な感染防止対策(マスク着用、検温、手指消毒等)は全事例で実施しています。

| | 条件 | 実施方法 | 工夫など |
|-----|---|---|------------------------------------|
| 事例A | ・入所者と面会者がワクチン接種済の場合は対面(居室) ・それ以外の場合(接種対象年齢外を含む)は対面(ホール) | ・居室(他入所者とは接触しない) ・ホール(アクリル板越し) ・面会者2~3名 ・30分以内 | ・要事前予約 ・テレビ電話での面会も実施 |
| 事例B | ・入所者と面会者がワクチン接種済又はPCR検査陰性の場合は対面 | ・ホール(アクリル板越し) ・面会者2名 ・15分以内 | ・ガラス越しやテレビ電話での面会も実施 |
| 事例C | 【感染の拡大が認められる場合】 ・入所者と面会者がワクチン接種済又はPCR検査陰性の場合は対面 【感染の拡大が認められない場合】 ・全員対面 | ・ホール(アクリル板越し) ・面会者2名 ・20分以内 | ・要事前予約 ・条件を満たさない場合はテレビ電話での面会も実施 |

※ 上記事例における「ワクチン接種済」はいずれも2回目接種後14日以上経過を確認。

また、「PCR検査陰性」は面会前72時間以内の結果を確認。